

## 別表【補助要件】

撮影場所	<p>次に掲げる全ての要件を満たす撮影場所であること。</p> <p>① 撮影範囲の概ね2分の1以上の面積をごみ集積場が占めること。</p> <p>② 撮影している旨を表示する標識を明確かつ適正な方法で表示できること。</p>
<p>撮影機器の機能要件 (記録機器内蔵型は、下記記録機器の機能要件も満たすこと。)</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たす撮影機器であること。</p> <p>① 撮影機器の有効画素数が38万画素以上であること。</p> <p>② カラー映像であること。</p> <p>③ 作動時間が1日24時間であること。</p> <p>④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能(被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きを推奨)があること。</p> <p>⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。</p>
記録機器の機能要件	<p>次に掲げる全ての要件を満たす記録機器であること。</p> <p>① 24時間常時記録し、7日間以上保存できること。</p> <p>② 記録間隔が1秒間に4コマ(4FPS)以上であること。</p> <p>③ 38万画素(720×480画素)以上での記録ができること。</p> <p>④ 外部記録媒体に記録した映像を複写する機能があること。</p>
標識の掲示	<p>撮影機器の設置場所に、撮影及び記録している旨及び撮影者名を記載した標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。</p>
<p>不法投棄防止対策設備管理運用規程の整備</p>	<p>次に掲げる全ての事項を規定した不法投棄防止対策設備管理運用規程が定められていること。</p> <p>① 管理責任者及び取扱者の設置及び守秘義務</p> <p>② 撮影していることの明示</p> <p>③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法</p> <p>④ 記録した映像の利用・提供の制限</p> <p>⑤ 苦情処理対応</p> <p>⑥ その他不法投棄防止対策設備の管理運用に関すること</p>
記録した映像の漏えい防止措置	<p>次に掲げる記録した映像の流出防止措置がとられていること。</p> <p>① 固定や施錠設備による記録機器の盗難防止措置</p> <p>② ネットワークシステム及び記録機器のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録した映像の流出防止措置</p>

この資料が不要になりましたら、その他紙類(雑がみ)としてリサイクルにご協力願います。